



令和元年(2019年)10月10日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県特別職報酬等審議会

会 長 秋 月 謙 吾

滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料等の額について (答申)

令和元年8月21日付け滋人第692号により当審議会に対し、諮問された滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料等の額について、下記のとおり答申します。

記

1 議員報酬、知事および副知事の給料の額ならびに退職手当の支給割合等
いずれも現行の額に据え置くことが適当である。

2 考え方

(1) 知事および副知事の給料の額

前回答申(平成27年5月15日)の考え方と同様、知事は人口・財政規模類似団体の平均額と均衡を図り、副知事は知事の改定率を適用することが適当であると考え、据え置くことが適当であると判断した。

(2) 議員報酬

前回答申の考え方と同様、議長は副知事と同額とし副議長および議員は知事の改定率を適用することが適当であると考え、議員報酬についても据え置くことが適当であると判断した。

(3) 知事および副知事の退職手当

知事、副知事ともに人口・財政規模類似団体の退職手当の平均額ならびに退職手当も含んだ1任期中(4年間)の支給総額の平均額と比較したうえで、前回大幅な改定を行って以降4年間で大きな状況の変化がなく、据え置くことが適当であると判断した。